

余市町ふるさと応援寄附一括代行業務公募型プロポーザル方式の実施に係る質問及び回答

令和5年1月23日

番号	質問項目等	質問内容	回答
3	実施要領 7. 企画提案書の作成要領 (1) 提案内容 (ア) ③	実績に関しては、再委託先の実績も記載してよいか。	記載可能とします。
4	実施要領 7. 企画提案書の作成要領 (1) 提案内容 (ケ)	実施要領「2.業務の内容等」において、ワンストップ特例申請の受付業務は含まれていないように見受けられるが、本プロポーザルに含まれているか。	ワンストップ特例申請の受付業務は委託業務の内容に募集時点では含まれていません。 提案者からの提案を受けてから、契約前に受注候補者と調整の上、委託するか否かを判断する予定です。
5	実施要領 2. 業務の内容等	現在、各サイトで掲載されている情報（画像や商品説明）は、2023年4月1日以降（業務受託時）には、継続して利用できるか。写真は事業者から提供もしくは撮影を一から行い、商品登録もサイトに一から登録する必要があるのか。	現状の余市町と委託業者との契約内容では加工・デザインされた画像の帰属については作成者（現行委託業者側）にあるとしています。そのため現行委託業者側で撮影を行ったものも含め、画像の継続利用は不可と見込まれ、返礼品提供事業者から提供を受けている画像は再度利用許諾を取り、写真の登録、写真のない返礼品については返礼品提供事業者から写真の入手もしくは撮影から行うことを想定しています。 また、ライターにより作成した返礼品の紹介文など継続利用できない紹介文もございます。

			<p>このような理由から事実上困難と思われれます。  ただし、受託者負担にて作成者に対する著作物の買取・使用の交渉を妨げるものではありません。  また、実施要領にて受託者は事前準備の期間を経て、2023年4月1日から滞りなく寄附の募集を開始できることを約束すると記載がありますが、事前準備期間にて全返礼品の登録が難しい場合は、余市町と協議の上、200品程度を当該期間に登録し、2023年4月1日から先発的に寄附募集を開始、その後、全返礼品の登録を行うことで対応することもできることとします。</p>
6	<p>実施要領  2. 業務の内容等</p>	<p>2023年3月31日以前に決済が完了した寄付に関しては、管理対象外になるか。管理対象外となる場合、事業者との精算などの業務も対象外になる認識でよいか。</p>	<p>2023年3月31日以前（業務委託前）に決済が完了した寄付に関しては、管理対象外とし、したがって事業者との精算などの業務も本プロポーザルにより募集する業務の対象外になります。</p>
7	<p>実施要領  2. 業務の内容等  7. 企画提案書の作成要領  (1) 提案内容 (コ)</p>	<p>参考見積もりの中に下記は含まれるか。  ・寄附者に寄附金受領証明書などを送る際の「切手代（郵便代）」  ・寄附者からワンストップ特例申請書の返送を受ける際の「受取人払（郵便代）」</p>	<p>どちらも含みます。  【寄附者に寄附金受領証明書などを送る際の「切手代（郵便代）」】は実施要領7. 企画提案書の作成要領(1) 提案内容(コ)の①に含みます。  【寄附者からワンストップ特例申請書の返送を受ける際の「受取人払（郵便代）」】は回答番号4にあるとおり、委託するかは今後調整させていただきます</p>

			すが、提案に含める場合は、実施要領7. 企画提案書の作成要領（1）提案内容（コ）の④に内訳が分かるよう記載いただきたいと思います。
--	--	--	---